

2007年4月26日

京都市人事委員会  
委員長 松井 珍男子 様

自治労京都市職員労働組合  
中央執行委員長 橋元 信一

## 勧告作業開始にあたっての申し入れ書

(前文略)

記

### 1 給与の改定について

#### (1) 社会的に公正な公民比較方法の確立

公民比較方法のあり方を、社会的に公正な仕組みとなるよう抜本的に改善し、2007年度については、比較対象企業規模を100人以上とすること。また、一時金についても、月例給と同様に、同種・同等比較を原則とするラスパイレス比較を行うこと。

#### (2) 賃金水準の改善

月例給及び一時金については、民間の実態を正確に把握し、京都市職員の給与水準を改善すること。また、給与構造の見直しによる給与水準引下げに伴う原資については、適切に配分すること。

#### (3) 独自給与体系の確立

京都市の独自給与体系を確立するため、水準・配分・体系等について自治労市職と協議すること。特に、給与体系については、早期立ち上がり型及び複線型人事を可能とする給与体系を勧告すること。

#### (4) 最低賃金の確立

京都市に雇用されるすべての労働者の最低賃金を以下のとおり確立すること。また、非常勤嘱託員等の処遇については、「均等待遇」の原則に基づき抜本的に改善すること。

最低賃金 150,400 円以上(日給 7500 円,時給 940 円以上)

#### (5) 諸手当の改善

諸手当については、中堅層への生活補填的要素を重視した手当の改善を行うこと。

#### (6) 民主的な総合的人事制度の構築

勤務実績の給与への反映の検討については、自治労市職と協議すること。

### 2 公務運営の改善について

#### (1) 総労働時間の短縮

年間総労働時間を1,800時間に短縮するため、所定内労働時間の短縮や時間外勤務の縮減、年次休暇の完全取得・連続取得に関する実効ある施策を報告すること。

特に、所定内労働時間の短縮については、民間企業の実態を正確に反映し、1日7時間45分、週38時間45分を報告すること。

#### (2) 休暇・休業制度の充実

また、休暇・休業制度については、ゆとり・豊かな時代にふさわしい個人の価値を尊重する制度を拡充するとともに、自己啓発、社会貢献等のための総合的休業制度の確立を報告すること。

(3) 不払い残業の撲滅

徹底した勤務時間管理体制の確立と実効ある時間外勤務規制を報告し、必要な時間外勤務手当の支給及び財源確保、人員配置・業務執行体制の見直しについて報告すること。

(4) 家庭生活と職業生活の両立

ア 育児・介護を行う職員への早出・遅出勤務を検討すること。

イ 育児・介護を行う職員のための短時間勤務制度と任期付短時間勤務職員による後補充の仕組みを報告すること。

ウ 育児休業と部分休業、介護休暇の拡充と、男性の取得促進策を報告すること。

(5) 女性職員の採用・登用の拡大

京都市男女共同参画推進条例の理念に基づき、「女性職員の採用・登用の拡大のための指針」の策定や、女性が昇任しやすい職場環境の整備を報告すること。

(6) 安全衛生の確立

発生・再発防止策、復帰者対応等の実効あるメンタルヘルス対策を報告すること。

(7) 職員の採用

団塊の世代の大量退職を考慮し、行政遂行に必要な人員の確保のため、計画的に行うこと。

また、国籍条項の完全撤廃と障害者雇用の促進を報告し、必要な職場環境の整備を報告すること。

### 3 勧告制度の意義について

本年の勧告にあたっては、勧告制度の趣旨に基づき、第三者機関としての中立・公平性を堅持し、人事委員会の主体性を発揮した勧告・報告を行うよう努めること。

以上